

災害対応における議会としての課題に対する考え方・対応方針（正副委員長案）

1 災害対策会議の設置の判断や会議の開催方法など、災害対策会議のあり方に関すること

(1) 災害対策会議について

- ・災害対策会議は、「千葉市議会大規模災害対応指針」中の基本方針「(1) 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制をとりながら、当局が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行う。」に基づき、情報収集・提供を行うほか、議会としての災害対応に関し、議長が意思決定を行うに当たっての協議を行う。

※現 災害対応指針の確認

(2) 災害対策会議の設置時期

- ・市長を本部長とする災害対策本部が設置された時は、千葉市議会に災害対策会議を設置する。

(3) 災害対策会議開催の考え方

ア 発災後おおむね1週間以内

- ・議長は、災害対策会議の設置後、すみやかに副議長及び会派幹事長を招集して第1回会議を開催し、災害対策本部から入手した第一報（災害の概要・被害速報等）の情報共有、災害対応指針の再確認を行う。
- ・議長は、被害の全容及び市の災害対応方針を説明するため、第2回災害対策会議を開催し、市の応急・復旧活動を支援するための方策等について協議する。

イ 発災後おおむね1週間以降

- ・議長は、最新の被害状況や市の対策の報告を行うため、あるいは会派幹事長からの要請があった場合等において、適宜、災害対策会議を開催する。

(4) 災害対策会議の開催が不可能な場合等

- ・会派幹事長が出席できず、代理出席も難しい状況である場合や、会議の内容によっては招集するまでもないと判断される場合など、議長は災害対策会議を、グループウェアのチャット機能を活用することにより行うことができる。

2 LINEやグループウェアなどを活用した情報伝達・情報共有に関すること

(1) 災害対策会議の構成員や会派間での情報伝達・情報共有、議員から事務局への情報伝達 (グループウェアのチャット機能等を活用)

- ・全議員、災害対策会議の構成員及び各会派グループを作成し、各グループ間で情報伝達・情報共有を行う（必要に応じてその他のグループの作成も可能）。
- ・安否確認や地域の被害情報の提供など、議員から事務局への情報提供を行う。提供された被害情報等は一元化し、市災害対策本部に提供する。

(2) 事務局から全議員への情報伝達

(グループウェアのメール機能等を活用)

- ・市災害対策本部から提供された情報など、事務局から全議員への一斉送信による情報提供を行う。

※文書共有システムにデータを格納し、その旨をチャット機能により事務局から全議員に周知し、閲覧する手法も考えられる。